

○越谷市開発審査会条例

平成15年3月31日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第78条第8項の規定に基づき、越谷市開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。
2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 審査会に幹事を置く。
2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。